



## 宮崎労働局長 記者発表項目一覧

令和2年10月30日（金）

### 記者発表項目

- ① 一般職業紹介状況<<令和2年9月分>>（10月30日発表）
- ② 宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について（10月30日発表）
- ③ 11月は『人材開発促進月間』です！
- ④ 11月は「過労死等防止啓発月間」です
- ⑤ 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です
- ⑥ ハローワークの主要指標等の実績<<令和2年8月分>>（10月30日発表）
- ⑦ 宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の行事予定<<令和2年11月>>（10月30日発表）
- ⑧ 宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第44号）

### 担当窓口

宮崎労働局 雇用環境・均等室 企画・調整係 馬崎

宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階

TEL:0985-38-8821 FAX:0985-38-5028

宮崎労働局発表  
令和2年10月30日解禁

【照会先】  
宮崎労働局職業安定部  
部長 大原 竜太  
職業安定課長 山本 浩一  
地方労働市場情報官 中山 智子  
(代表電話)0985(38)8823

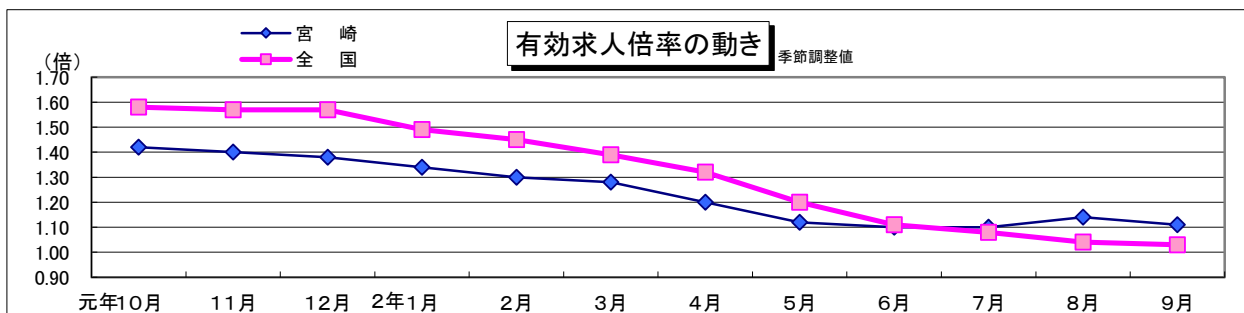
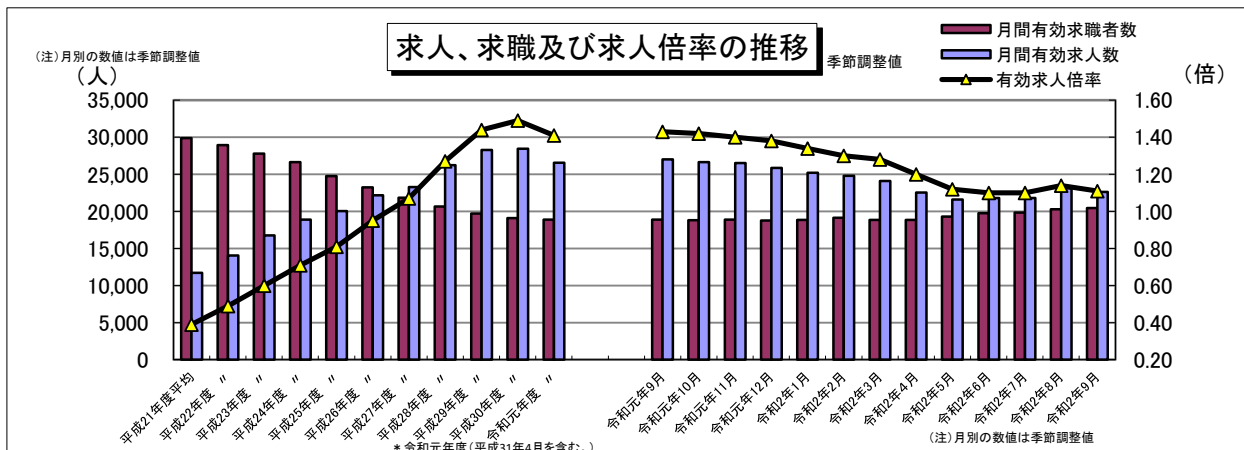
報道関係者 各位

一般職業紹介状況(令和2年9月分)

令和2年9月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.11倍と前月より0.03ポイント低下。  
有効求人倍率は、63ヶ月連続で1倍台を維持。  
正社員有効求人倍率(原数値)は、0.87倍と前年同月より0.14ポイント低下。  
雇用失業情勢は、求人が求職を上回って推移しており、求人の減少に下げ止まりの動きもみられるが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある。

- ・令和2年9月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月より0.03ポイント下回り1.11倍となった。
- ・【有効求職者数】は、前月比(季節調整値)で0.8%増、前年同月比(原数値)で8.9%増(6ヶ月連続)。
- ・【有効求人数】は、前月比(季節調整値)で2.2%減、前年同月比(原数値)で15.2%減(23ヶ月連続)。
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)9.1%減、【新規求人数】は、前年同月比(原数値)12.7%減となった。

本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比0.8%増加し、有効求人数(同)は前月比2.2%減少したことから、前月より0.03ポイント下回り1.11倍となった。  
新規求職者数(原数値)は、前年同月比で9.1%(407人)減少となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比8.9%(1,696人)増加し6ヶ月連続となっている。  
新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が15.1%(146人)減、離職者が4.9%(86人)減、無業者が18.9%(32人)減となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は3.3%(12人)増となっている。  
一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で12.7%(1,274人)減少となった。また、有効求人数(原数値)は、前年同月比で15.2%(4,128人)の減少で23ヶ月連続となっている。  
新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中6産業で増加となった。内訳としては、情報通信業が85人(71.4%)増、宿泊業、飲食サービス業が81人(14.2%)増等となる一方、公務、その他が427人(81.2%)減、卸売業、小売業が412人(30.7%)減、生活関連サービス業、娯楽業で218人(50.7%)減等(18産業中12産業で減少)となったことから、全体で1,274人(12.7%)の減少となった。



有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和元年	11月	12月	令和2年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
宮崎	1.42	1.40	1.38	1.34	1.30	1.28	1.20	1.12	1.10	1.10	1.14	1.11
全国	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11	1.08	1.04	1.03

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

### 1. 新規求職の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

○【新規求職者数】(季節調整値)は、4,072人で5.8%(251人)減少となった。

新規求職(パートを含む、人)

	令和元年			令和2年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新規求職数	4,628	4,618	4,555	4,546	4,548	4,340	4,541	4,392	4,515	4,336	4,323	4,072
前月比	0.0%	-0.2%	-1.4%	-0.2%	0.0%	-4.6%	4.6%	-3.3%	2.8%	-4.0%	-0.3%	-5.8%

### 2. 新規求人の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

○【新規求人数】(季節調整値)は、8,161人で7.6%(675人)減少となった。

新規求人(パートを含む、人)

	令和元年			令和2年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新規求人	9,459	9,286	9,187	8,438	8,986	8,303	7,463	8,095	8,427	7,797	8,836	8,161
前月比	-2.7%	-1.8%	-1.1%	-8.2%	6.5%	-7.6%	-10.1%	8.5%	4.1%	-7.5%	13.3%	-7.6%

### 3. 職業紹介状況について(パートを含む)<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【職業紹介状況】は、紹介件数が884(16.8%)減の4,366件となり、就職件数は343件(17.0%)減の1,677件となった。就職率(対新規求職者)は、3.9ポイント下回って41.0%となった。

就職(パートを含む、件)

就職件数	平成30年			平成31年				令和元年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	2,281	2,038	1,569	1,619	2,096	2,474	2,210	2,139	2,115	2,019	1,740	2,020
就職率	令和元年			令和2年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	2,020	1,738	1,505	1,447	1,671	2,339	1,811	1,568	1,837	1,644	1,479	1,677
対前年同月比	-11.4%	-14.7%	-4.1%	-10.6%	-20.3%	-5.5%	-18.1%	-26.7%	-13.1%	-18.6%	-15.0%	-17.0%

就職率	平成30年			平成31年				令和元年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	46.8%	50.3%	48.2%	30.8%	42.3%	48.2%	35.1%	42.6%	46.9%	42.4%	40.2%	44.9%
就職率	令和元年			令和2年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	44.2%	46.9%	46.3%	29.0%	37.5%	47.8%	29.1%	35.7%	40.5%	38.9%	37.7%	41.0%

### 4. 正社員有効求人倍率の動き<原数値>

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は、0.87倍となり、前年同月比で0.14ポイント低下した。  
(正社員有効求人数 11,078人 常用フルタイム有効求職者数12,763人)

次回公表予定日 令和2年12月1日(火)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	令和2年9月	令和2年8月	対前月 増減率(差) (%)	令和元年9月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	20,744	20,277	—	19,048	8.9
季節調整値	* 20,439	* 20,269	0.8	18,884	—
2 新規求職申込件数(件)	4,087	3,921	—	4,494	▲9.1
3 月間有効求人数(人)	22,996	22,359	—	27,124	▲15.2
季節調整値	* 22,623	* 23,127	▲2.2	27,010	—
4 新規求人数(人)	8,761	7,952	—	10,035	▲12.7
5 紹介件数(件)	4,366	4,021	/	5,250	▲16.8
6 就職件数(件)	1,677	1,479		2,020	▲17.0
7 就職率(6/2)(%)	41.0	37.7		44.9	▲3.9
8 充足数(件)	1,632	1,424		1,899	▲14.1
9 充足率(8/4)(%)	18.6	17.9		18.9	▲0.3

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和2年9月	令和2年8月	前月差 (ポイント)	令和元年9月
宮崎県	1.11	1.14	▲0.03	1.43
全国	1.03	1.04	▲0.01	1.58

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人)

※令和元年度(平成31年4月を含む。)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	3,581	4,444	4,200	4,553	4,607	4,331	4,371	4,024	3,774	3,839	3,590	3,462
令和元年度	3,579	4,141	4,034	4,566	4,635	4,596	4,458	4,098	3,935	3,922	3,670	3,726
令和2年度	3,594	4,053	4,652	5,013	5,252	5,222						

(受給者実人員=失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	令和2年9月	令和2年8月	令和元年9月	前年同月差 (ポイント)
宮崎	1.04	1.07	1.57	▲0.53
延岡	1.06	1.04	1.15	▲0.09
日向	1.02	0.98	1.11	▲0.09
都城	1.47	1.45	1.66	▲0.19
日南	0.83	0.72	1.04	▲0.21
高鍋	1.02	1.01	1.19	▲0.17
小林	1.33	1.28	1.47	▲0.14
県計	1.11	1.10	1.42	▲0.31



別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和2年9月	令和2年8月	前月差 (ポイント)	令和元年9月
福岡	1.00	1.03	▲0.03	1.56
佐賀	1.02	1.04	▲0.02	1.27
長崎	0.88	0.91	▲0.03	1.19
熊本	1.10	1.11	▲0.01	1.62
大分	1.08	1.07	0.01	1.49
宮崎	1.11	1.14	▲0.03	1.43
鹿児島	1.08	1.08	0.00	1.35
沖縄	0.64	0.67	▲0.03	1.19

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況

	令和2年9月	令和2年8月	令和元年9月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	7,939	7,650	7,040	12.8
2 新規求職申込件数(件)	1,445	1,354	1,576	▲8.3
3 月間有効求人数(人)	7,731	7,374	9,338	▲17.2
4 新規求人数(人)	3,119	2,655	3,573	▲12.7
5 紹介件数(件)	1,428	1,303	1,606	▲11.1
6 就職件数(件)	606	534	700	▲13.4
7 充足数(件)	594	511	655	▲9.3
8 充足率(%)	19.0%	19.2%	18.3%	0.7

別表7 新規常用求職者の求職時の態様別内訳(パートを除く)

県計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	令和2年9月	360	625	553	538	420	144	2,640
	令和元年9月	423	691	648	557	424	161	2,904
	前年比	▲14.9%	▲9.6%	▲14.7%	▲3.4%	▲0.9%	▲10.6%	▲9.1%
在職者	令和2年9月	121	219	188	172	109	15	824
	令和元年9月	137	263	224	200	123	23	970
	前年比	▲11.7%	▲16.7%	▲16.1%	▲14.0%	▲11.4%	▲34.8%	▲15.1%
離職者	令和2年9月	208	377	341	340	291	122	1,679
	令和元年9月	230	392	398	334	285	126	1,765
	前年比	▲9.6%	▲3.8%	▲14.3%	1.8%	2.1%	▲3.2%	▲4.9%
事業主都合	令和2年9月	22	68	78	93	78	34	373
	令和元年9月	19	72	78	78	77	37	361
	前年比	15.8%	▲5.6%	0.0%	19.2%	1.3%	▲8.1%	3.3%
自己都合	令和2年9月	185	298	249	241	188	64	1,225
	令和元年9月	211	315	314	245	177	69	1,331
	前年比	▲12.3%	▲5.4%	▲20.7%	▲1.6%	6.2%	▲7.2%	▲8.0%
無業者	令和2年9月	31	29	24	26	20	7	137
	令和元年9月	56	36	26	23	16	12	169
	前年比	▲44.6%	▲19.4%	▲7.7%	13.0%	25.0%	▲41.7%	▲18.9%

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

産業別・規模別	求 人 状 況					
	令和2年9月	令和2年8月	令和元年9月	前年同 月比(%)	前年 同月差	
A.B 農、林、漁業	303	281	278	9.0	25	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	12	14	2	500.0	10	
D 建設業	872	768	834	4.6	38	
E 製造業	882	655	1,043	▲15.4	▲161	
食料品製造業	326	181	304	7.2	22	
飲料・たばこ・飼料製造業	32	40	112	▲71.4	▲80	
繊維工業	103	40	55	87.3	48	
木材・木製品製造業	124	70	146	▲15.1	▲22	
家具・装備品製造業	12	13	8	50.0	4	
パルプ・紙・紙加工品製造業	0	10	14	▲100.0	▲14	
印刷・同関連業	10	22	8	25.0	2	
化学工業	25	9	29	▲13.8	▲4	
石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	-	0	
プラスチック製品製造業	25	14	26	▲3.8	▲1	
ゴム製品製造業	8	6	17	▲52.9	▲9	
窯業・土石製品製造業	18	23	36	▲50.0	▲18	
鉄鋼業	7	0	2	250.0	5	
非鉄金属製造業	0	0	0	-	0	
金属製品製造業	39	36	32	21.9	7	
はん用機械器具製造業	38	29	61	▲37.7	▲23	
生産用機械器具製造業	10	23	11	▲9.1	▲1	
業務用機械器具製造業	11	21	21	▲47.6	▲10	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	26	44	55	▲52.7	▲29	
電気機械器具製造業	27	25	21	28.6	6	
情報通信機械器具製造業	12	29	17	▲29.4	▲5	
輸送用機械器具製造業	16	9	50	▲68.0	▲34	
その他の製造業	13	11	18	▲27.8	▲5	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	6	4	▲50.0	▲2	
G 情報通信業	204	231	119	71.4	85	
H 運輸業、郵便業	358	351	442	▲19.0	▲84	
I 卸売業、小売業	929	820	1,341	▲30.7	▲412	
J 金融業、保険業	46	24	52	▲11.5	▲6	
K 不動産業、物品賃貸業	92	80	109	▲15.6	▲17	
L 学術研究、専門・技術サービス業	139	236	179	▲22.3	▲40	
M 宿泊業、飲食サービス業	651	353	570	14.2	81	
宿泊業	76	36	102	▲25.5	▲26	
N 生活関連サービス業、娯楽業	212	163	430	▲50.7	▲218	
O 教育、学習支援業	165	166	168	▲1.8	▲3	
P 医療、福祉	2,435	2,275	2,600	▲6.3	▲165	
Q 複合サービス事業	75	43	52	44.2	23	
R サービス業(他に分類されないもの)	1,285	1,393	1,286	▲0.1	▲1	
S.T 公務、その他	99	93	526	▲81.2	▲427	
合 計	8,761	7,952	10,035	▲12.7	▲1,274	
規 模 別	29人以下	5,745	5,019	6,205	▲7.4	▲460
	30～99人	2,092	1,935	2,261	▲7.5	▲169
	100～299人	676	797	838	▲19.3	▲162
	300～499人	131	81	121	8.3	10
	500～999人	107	95	129	▲17.1	▲22
	1,000人以上	10	25	481	▲97.9	▲471

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

## 正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、0.87倍と前年同月比で0.14ポイント低下。

(倍)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1月		0.45	0.43	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05	1.03
2月		0.43	0.44	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.69	0.81	0.97	1.05	0.99
3月		0.41	0.43	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	1.01	0.92
4月		0.36	0.39	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	0.98	0.86
5月		0.32	0.39	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	0.97	0.82
6月		0.30	0.38	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	1.00	0.84
7月		0.31	0.38	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	0.99	0.84
8月		0.32	0.41	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	0.98	0.85
9月		0.34	0.41	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	1.01	0.87
10月		0.36	0.41	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	1.04	
11月	0.43	0.39	0.44	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	1.07	
12月	0.44	0.41	0.45	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.10	

(資料出所) 宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※令和元年は、平成31年1月～4月を含む。

## 【参考指標】 就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（令和2年9月）

### 「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→ 実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.19倍で受理地別の有効求人倍率(1.11倍)より0.08ポイント高い。

		① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率  ②/①	⑤ 【参考指標】 就業地別 有効求人倍率 ③/①	⑥差  ⑤-④
令和元年	9月	18,884	27,010	30,142	1.43	<b>1.60</b>	0.17
	10月	18,801	26,656	29,818	1.42	<b>1.59</b>	0.17
	11月	18,875	26,516	29,583	1.40	<b>1.57</b>	0.17
	12月	18,759	25,859	28,995	1.38	<b>1.55</b>	0.17
令和2年	1月	18,853	25,201	28,141	1.34	<b>1.49</b>	0.15
	2月	19,138	24,789	27,707	1.30	<b>1.45</b>	0.15
	3月	18,857	24,081	26,773	1.28	<b>1.42</b>	0.14
	4月	18,838	22,537	24,874	1.20	<b>1.32</b>	0.12
	5月	19,309	21,605	23,634	1.12	<b>1.22</b>	0.10
	6月	19,746	21,779	23,731	1.10	<b>1.20</b>	0.10
	7月	19,813	21,808	23,889	1.10	<b>1.21</b>	0.11
	8月	20,269	23,127	24,975	1.14	<b>1.23</b>	0.09
	9月	20,439	22,623	24,240	1.11	<b>1.19</b>	0.08

(資料出所) 宮崎労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。



宮崎労働局発表  
令和2年10月30日

【照会先】  
宮崎労働局職業安定部職業対策課  
(担当)  
職業安定部長 大原 竜太  
職業対策課長 早瀬 幸則  
(電話) 0985-38-8824

**宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について**  
～延べ8千件の支給決定を行い、  
雇用の維持を支援した労働者数が12万人（延べ）を超えました～

宮崎労働局（局長 名田 裕）は、このほど新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の支給決定状況を、以下のとおり取りまとめましたのでご報告します。

雇用調整助成金は、雇用維持に取り組む県内の非常に多くの事業者にご活用いただいているところであり、宮崎労働局においては、引き続き2週間以内の迅速な支給決定を目指して取り組みます。

【雇用調整助成金の支給申請件数及び支給決定件数】（10月27日現在速報値）

- 支給申請件数（①）：8,540件
- 支給決定件数（②）：8,026件 ○支給決定率（②／①）：94.0%
- 休業対象労働者数（延べ人数）：125,415人

【10月12日～16日に受理（334件）した申請の処理状況】

（10月27日現在速報値）

- 支給決定を行ったものの平均処理日数：8.6日
- 2週間以内の支給決定件数：300件（89.8%）

【参考】令和2年6月から9月までの支給決定を行ったものの平均処理日数

（10月27日現在速報値）

月	受理件数（件） ※括弧内は前月比（%）	支給決定を行ったものの 平均処理日数（日）
6月	1,505 (235.2)	15.4
7月	1,362 (▲9.5)	10.6
8月	1,852 (36.0)	12.1
9月	2,038 (10.0)	12.7

※ 平均処理日数は、土日・祝日を含めた日数。

※ 雇用保険被保険者以外の方を対象にした緊急雇用安定助成金を含む。

※ 雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）が国によって助成される制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響への緊急対応期間として、令和2年4月1日から12月31日までの間、特例措置として大幅に助成率及び上限額の引上げを行うとともに、受給手続を簡素化しています。



宮崎労働局発表  
令和2年10月30日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部訓練室

室長 多田真理子

地方人材育成対策担当官 福田 和也

(電話) 0985-38-8838

報道関係者 各位

## 11月は『人材開発促進月間』です！

厚生労働省では、11月を「人材開発促進月間」としています。月間を中心に、関係機関において、職業能力の開発・向上の促進や技能の振興に資する様々な取組が行われます。

宮崎労働局では、現在仕事探しをしている求職者の方や、企業で働いている従業員の方の職業能力の開発・向上などが積極的に行われるように、公的職業訓練や事業主への助成金などによる様々な支援を行っており、月間を通じてそれらの取組を、より地域にPRしていきます。(具体的には、下記1・2のとおり)

また、宮崎県をはじめとする関係機関においても、下記3の取組を行うこととしています。

### 記

#### 1 労働局が実施する行事

##### (1) ハロートレーニングメディアツアーの実施

・報道関係の皆様、「ものづくり訓練」の「現場を見て」、「話を聞いて」、「知って」いただくツアーを開催するものです。

見学だけでなく、実際に訓練生や修了生、雇用事業主と意見交換していただき、ハロートレーニングの魅力とその効果をご紹介します。

開催日時：令和2年12月9日(水) 13:15～15:30

開催場所：ポリテクセンター宮崎

(※ハロートレーニングメディアツアーのチラシは別紙1のとおり)

#### 2 労働局(公共職業安定所)が実施する行事

##### (1) 事業主等への重点周知

・従業員のスキルアップ等、人材開発に取り組む事業主の皆さまを支援するために様々な支援を行っており、これらの支援内容について、月間中に事業主等へ重点周知を行います。

【参考】リーフレット「人材開発支援策」のご案内

○事業主の方へ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/)

## (2) ハローワークにおける求職者向け訓練説明会の実施

- ・訓練の内容や訓練を受けることの効果について、訓練実施施設から“生の説明”が直接聞けるイベントです。

ハローワーク	開催日時	開催場所
宮崎	令和2年11月2日(月) 13:30~15:05	ハローワーク宮崎 別館会議室
延岡	令和2年11月2日(月) 13:45~16:10	ハローワーク延岡 2F 大会議室
日向	令和2年11月6日(金) 13:30~15:35	ハローワーク日向 2F
都城	令和2年11月17日(火) 13:30~15:25	ハローワーク都城 2F 会議室
高鍋	令和2年11月2日(月) 10:00~11:10	ハローワーク高鍋 会議室
小林	令和2年11月4日(水) 14:00~15:30	ハローワーク小林 2F 大会議室

## 3 関係団体が実施する行事

### (1) ポリテクセンター施設見学会

- ・実際の訓練を「見て」・「聞いて」・「感じて」いただく機会です。

#### 【ポリテクセンター宮崎】

開催日時: 令和2年11月16日(月) 13:00~15:30

令和2年11月25日(水) 13:00~15:30

#### 【ポリテクセンター延岡】

開催日時: 令和2年11月5日(木) 9:00~16:20

### (2) 宮崎県立産業技術専門校高鍋校オープンキャンパス

- ・中学校卒業生等を対象とした公共職業訓練施設での訓練説明やものづくり体験実習、相談会等を実施します。

開催日時: 令和2年12月1日(火) 9:30~15:00

開催場所: 宮崎県立産業技術専門校高鍋校

### (3) ものづくり体験教室

開催日: 令和2年11月7日(土) 9:30~12:00

開催場所: ポリテクセンター延岡

主催: ポリテクセンター延岡

内容: 若年者の「ものづくり技能」への理解を深めていただくために、施設を開放しものづくりを体験

### (4) 宮崎県職業能力開発関係表彰・伝達式

開催日: 令和2年12月14日(月) 16:00~17:00

開催場所：宮崎観光ホテル

主催：宮崎県/宮崎県職業能力開発協会/宮崎県技能士会連合会

内容：県内の技能振興や職業訓練など職業能力開発に多大な貢献のあった  
方々の表彰等



**ハロートレーニング**  
— 急がば学べ —



※スケジュールや内容は、現在計画中であり変更の可能性があります。

別添 1

# コロナ禍の就職支援の強い味方

# ハロートレーニング

**就職率 84.5%**(2019年度実績)

ポリテクセンター宮崎  
を見学しませんか!!

令和2年

12月9日(水)

# メディアツアー



ハロートレーニング  
— 急がば学べ —

新型コロナウイルス感染症の影響により、求人数が減少する中、資格や技術を身につける能力開発支援であるハロートレーニング（公的職業訓練）の魅力と効果をメディアの皆様にご覧いただきたくて今年も開催します。ぜひ、ご参加ください！



輝く女性の訓練生



未経験者でも基礎から学べる



KEEP DISTANCE



【主催】宮崎労働局・ポリテクセンター宮崎・ポリテクセンター延岡

日時 令和2年12月9日(水)

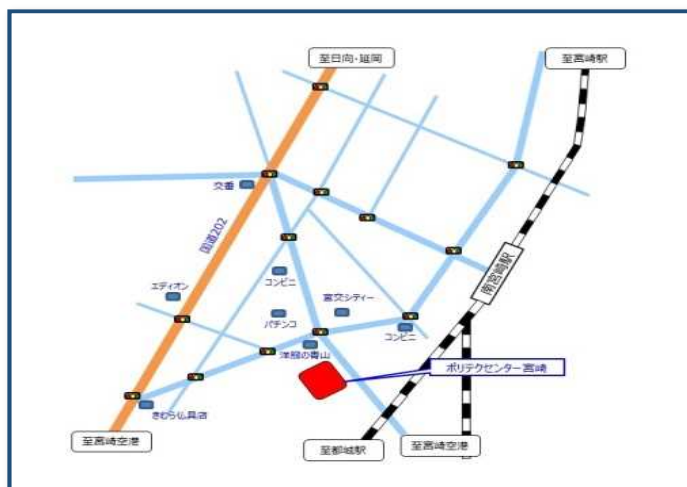
13時15分～15時30分(途中参加、退出可)

## 場所

独立行政法人  
高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮崎支部

### ポリテクセンター宮崎

〒880-0916  
宮崎市大字恒久4241番地  
☎0985-51-1511



13:15 ポリテクセンター宮崎に集合

13:15～13:30 ポリテクセンター宮崎の概要説明

7つの「ものづくり」訓練科の紹介や、全国でも高い就職率をあげている就職支援について説明します。

13:30～14:30

#### 訓練の様子を見学

訓練中の教室をご案内します。訓練の内容を指導員が説明しますので、近くで訓練の様子を見てください。今回はイヤホンを使って説明しますので、聞き逃すこともありません。



14:40～15:30

#### 訓練修了生や訓練生を雇用している事業主との意見交換

未経験でも、訓練で技術を身につけ「ものづくり」の現場で働く女性やその雇用主等、職業訓練の「実際は」を語ってもらいます。参加者の方と意見交換しませんか。



- \* 実習場等を見学していただきますので安全を考慮して履物は靴(サンダル不可)でお越しください。
- \* 新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用をお願いいたします。



宮崎労働局発表  
令和2年10月16日

【照会先】  
宮崎労働局労働基準部監督課  
課長 上田 徹也  
監察監督官 佐々木 大樹  
(電話) 0985-38-8834  
(FAX) 0985-38-8830

報道関係者 各位

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省が、11月を「過労死等防止啓発月間」と定めたことに合わせ、宮崎労働局（局長：名田 裕）では、使用者団体等への協力要請、長時間労働が疑われる事業場等への重点的な立入調査、長時間労働削減に向けて積極的に取り組む「ベストプラクティス企業」への職場訪問等、以下の取組を実施します。

### ➤ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」概要

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

日時：令和2年11月17日（火） 18:00～20:00（受付17:30～）

場所：宮日会館11階 ホール（宮崎市高千穂通1-1-33）

〔参加申込方法〕 事前に下記ホームページからお申し込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

### ➤ 「過重労働解消キャンペーン」概要

#### 1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、宮崎労働局長名による協力要請を行うこととしています。

#### 2 宮崎労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

宮崎労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を広く紹介します。なお、訪問の詳細は追って公表します。

#### 3 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を集中的に行います。

（続く）

#### 4 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）において、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたる相談を受け付けます。（宮崎県内からおかけいただくと、福岡労働局の担当官がご相談に対応します。）

実施日時 : 令和2年11月1日(日)9:00～17:00

フリーダイヤル : 0120(794)713  
なくしましよ 長い残業

#### 5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

[URL]<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>

(参考)

過労死等防止啓発月間とは「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、全国47都道府県で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを行います。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

[別紙1] 令和2年度過労死等防止対策推進シンポジウムの概要

[別紙2] 令和2年度過重労働解消キャンペーンの概要

# 令和 2 年度過労死等防止対策推進シンポジウムの概要

## (宮崎労働局)

### 1 趣旨

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 30 年 7 月 24 日閣議決定）に基づく対策により、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促すとともに、これに対する国民の関心と理解を深めるため、11 月の「過労死等防止啓発月間」に過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

### 2 開催日時等（参加無料）

#### (1) 開催日時

令和 2 年 11 月 17 日（火） 18:00～20:00（受付 17:30～）

#### (2) 開催場所

宮日会館 11 階ホール  
宮崎市高千穂通 1-1-33

#### (3) 参加申込み方法等

会場の都合上、事前申込みとしております。申込みは Web 又は FAX でお願いします（別紙リーフレットをご参照ください）。

なお、定員に満たない場合には、当日参加も可能です。





# 令和 2 年度過重労働解消キャンペーンの概要（宮崎労働局）

## 1 実施期間

令和 2 年 11 月 1 日（日）から 11 月 30 日（月）までの 1 か月間

## 2 具体的な取組

### （1）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、宮崎県内の使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組及び大企業等の長時間労働の削減等に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組に関する周知・啓発等について、宮崎労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

### （2）宮崎労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

宮崎労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例を広く紹介します。

### （3）過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

#### ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

#### イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

#### ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※監督指導の結果、公表された場合や、1 年間に 2 回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理しません。

また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うようご協力をお願いしています。

#### (4) 「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル なくしましょう 長い残業  
0120-794-713

[実施日時] 令和2年11月1日(日) 9:00~17:00

※九州・沖縄区域から発信された電話の相談は、福岡労働局が対応します。

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 宮崎労働局または各労働基準監督署 (開庁時間 平日 8:30~17:15)

対応窓口	電話番号
宮崎労働局労働基準部監督課	0985-38-8834
宮崎労働基準監督署	0985-29-6000
延岡労働基準監督署	0982-34-3331
都城労働基準監督署	0986-23-0192
日南労働基準監督署	0987-23-5277

イ 労働条件相談ホットライン (委託事業)

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル はい！ 労働  
0120-811-610

[相談受付時間] 月~金 17:00~22:00、土・日・祝 9:00~21:00

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

#### (5) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

[URL] <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>

#### (6) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民に周知を図ります。



## 過労死をゼロにし、 健康で充実して働き続ける ことのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。



日時 2020年11月17日(火)  
18:00~20:00 (受付17:30~)

会場 宮日会館 11階 ホール  
(宮崎県宮崎市高千穂通1-1-33)  
※会場に駐車場はございません。

参加  
無料  
事前申込

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。詳細、中止の連絡等は、ホームページにてお知らせいたします。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで  
QRコードを  
読み込んで下さい。



# 宮崎会場

〔主催者挨拶〕 宮崎労働局労働基準部

〔宮崎県挨拶〕 宮崎県商工観光労働部

〔あるSE労働者の過労死事案報告〕 佐藤久恵氏(東九州過労死を考える家族の会)

〔基調講演〕「過労死をなくすために今一番何が必要か」

松丸 正氏(過労死弁護士全国連絡会議共同代表)

〔事例報告〕「あるトラック労働者の過労死事案について」

西田 隆二氏(弁護士法人かなで 西田・山田法律事務所)

〔ミニパネルディスカッション〕「自己責任で過労死は防止できるか?」

谷口 純一氏(宮崎過労死弁護士)

松丸 正氏

上野 満氏(宮崎生協病院 小児科・産業医)

桐木 弘子氏(東九州過労死を考える家族の会 代表)

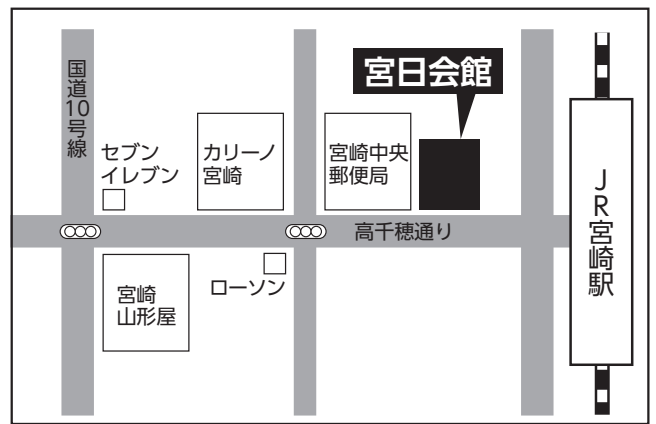
## 会場のご案内

### 宮日会館 11階 ホール

(宮崎県宮崎市高千穂通1-1-33)

・JR日豊本線「宮崎駅」から徒歩5分

※会場に駐車場はございません。



### 参加申込について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。尚、定員になり次第締め切りさせていただきますご了承ください。
- ▶ 申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶ 参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。

● Webからの申し込み：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンでQRコードを読み込んで下さい。

● 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 03-6264-6445

● 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

● 次の該当するに✓をお願いします。

- 経営者     会社員     公務員     団体職員     教職員     医療関係者     弁護士  
 社会保険労務士     パート・アルバイト     学生     過労死家族  
 その他 [ ]

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: _____ ●FAX: _____	
	●E-mail: _____	
企業・団体名		

5名以上のお申込みは、別紙(様式自由)にてFAXしてください。

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(<http://www.p-unique.co.jp/privacy>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話：0120-562-552 E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク

毎年11月は

## 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わるものとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



過重労働解消キャンペーンのほか、

## 「過労死等防止対策推進シンポジウム」

を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



### ○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。(無料でどなたでも参加できます。)  
開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、  
詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



【事業主の皆さまへ】11月は

## 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



## 働き過ぎで起こる 健康障害のリスクを 知っていますか？

働くことは大切。

でも働き過ぎはあなたの健康に様々な影響を及ぼし、

ひいては過労死にも繋がる危険があります。

いま多くの会社が、新しい時代の

新しい働き方の実現に向けた取組を始めています。

～トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年  
**11月**は「過労死等防止啓発月間」です。  
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

**無料** 過重労働等に関する  
相談はこちら

なくしましょう 長い 残業  
**0120-794-713**

「過重労働解消相談ダイヤル(労働局)」 実施日時 **11月1日(日) 9:00~17:00**

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索





# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

## 知っていますか？

### ○労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

### ○過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



過重労働による健康障害等を防止するためにも、  
労働時間を適正に把握<sup>※1</sup>し、次の措置を講じましょう。

## 過重労働による健康障害を防止するために<sup>※2</sup>

### ① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

### ② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

### ③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

## 賃金不払残業を解消するために<sup>※3</sup>

1	2	3
<b>職場風土を 改革しましょう。</b>	<b>適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。</b>	<b>労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。</b>

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

## 厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

### 1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力を要請を行います。

### 2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

### 3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

**実施日時** 令和2年11月1日(日) 9:00~17:00

**フリーダイヤル** **0120-794-713**  
なくしましょう 長い残業

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)

**労働条件相談ほっとライン** (厚生労働省委託事業) **はい! ろうどう**  
(月~金17:00~22:00、土日・祝日9:00~21:00) **0120-811-610**

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

### 4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、

オンラインで

## 「過重労働解消のためのセミナー」

(委託事業)を実施します。

専用ホームページ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>



# 新しい時代の 新しい働き方を 応援したい

健康的に働ける職場づくりを本気で実現したいと考える経営担当者や労務担当者をサポートするために、オンラインで「過重労働解消のためのセミナー」を開催。関連法から対策のための指針、先行企業の事例など、「使える知識やノウハウ」をご提供します。

以下に当てはまる経営担当者  
または労務担当者におすすめ!

- 自社の働き方改革を推進したい
- 過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを知りたい

無料  
セミナー  
開催



解決のヒントがここに!

## 過重労働解消のためのセミナー

**開催日時** 令和2年9月～11月 ※詳しい日時は、ホームページをご覧ください。

**対象者** 事業主や人事労務担当者など

**内容** 「働き方改革関連法」をはじめとした過重労働防止に関する法令や、各種対策を立てるためのガイドラインについて。また、ストレスチェック制度や職場のパワーハラスメント対策について解説します。さらに、すでに長時間労働の是正に取り組む企業の事例等もご紹介いたします。

**実施方法** オンライン開催 ※詳細はホームページをご覧ください。

**申込方法** ホームページ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>



# セミナーへのお申し込みについて

セミナーへの参加は、ホームページからお申し込みすることができます。また、セミナーについての詳しい情報や開催日時につきましては、ホームページからご確認ください。

## ホームページからのお申し込み

1

専用のホームページへ  
アクセス

2

トップページから  
申し込みボタンを選択

3

お申し込みフォームに従って、  
必要事項を記入

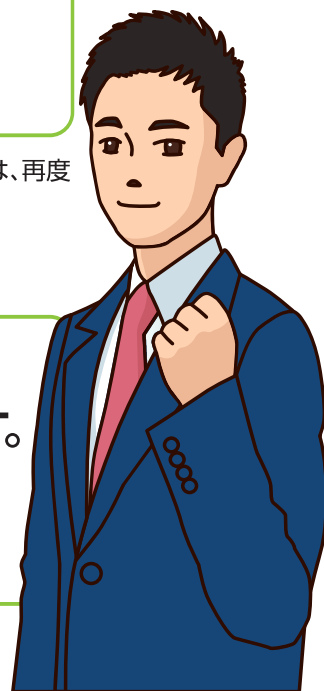
4

入力が完了し「申込を確定する」を押すと、  
お申し込み完了メールが届きます。

※お申し込み完了メールは、場合により遅れる場合がございます。1日経ってもメールが届かない場合は、再度ご入力いただくか、syugyo\_kankyo@rb.kimura-unity.co.jpまでお問合せください。

5

後日、オンラインセミナー受講のためのURL、  
ログイン用情報を記載した通知メールが届きます。  
メールに記載されている情報によりログインし、  
オンラインセミナーを受講してください。



### 個人情報の取り扱いについて

ご連絡先 ☎0120-033-767 ✉ syugyo\_kankyo@rb.kimura-unity.co.jp

- ご記入いただいた個人情報は、「令和2年度 就業環境整備・改善支援事業」に利用させていただきます。
- 個人情報に関するお問合せは、厚生労働省委託事業 就業環境整備・改善支援事業事務センターまでご連絡ください。電話または、Emailでご対応いたします。



宮崎労働局発表  
令和2年 10月30日

【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室  
室長 狭間 美恵  
監理官 中玉利浩治  
(電話)0985(38)8821

## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を  
伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

### 事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、昨年度から11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。か、宮崎労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

### －添付資料－

リーフレット「11月は『しわ寄せ防止キャンペーン月間』です。」





# 11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

**STOP!**  
**しわ寄せ**

その発注…。  
どこかの職場で  
「しわ寄せ」を  
生んでいませんか？

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や  
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



(しわ寄せ防止特設サイト)



# 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう！



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

## ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の **「働き方改革」を阻害する** 不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

## ② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

## ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議すること**。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。  
(受付時間) 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。  
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。



過重労働解消相談ダイヤル 令和2年11月1日(日) 9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。

(過重労働解消キャンペーン)



宮崎労働局発表  
令和2年10月30日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部職業安定課  
課長 山本 浩一  
地方職業指導官 児玉 雅彦  
(電話)0985-38-8823

報道関係者 各位

**ハローワークの主要指標等の実績（令和2年8月分）について**

平成27年度から、ハローワークの更なる機能強化を図るため、「ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善」の取組を全国で実施しております。

今回、宮崎労働局の各ハローワークの主要指標等の実績（令和2年8月分）を別添資料のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

※別添資料については、宮崎労働局HP上でもお知らせしております。以下のQRコードからアクセスしてください。

HP:<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>



# 宮崎労働局管内のハローワークにおける取組について①【主要3指標】

- ハローワークでは、お仕事を探されている求職者の方に対する各種就職支援、また人材を確保したい地域の企業に対する求人充足支援などを中心に様々なサービスを展開しております。
- 各ハローワークでは、管内の特徴を踏まえ、それぞれの課題に応じた取組を実施しております。
- 令和2年度の各ハローワークの主要指標等の目標値及び実績値は以下のとおりです。

## 1. 主要3指標について

安定所	①就職件数 (常用)				②充足件数 (常用、受理地ベース)				③雇用保険受給者の 早期再就職件数 (※)			
	年度目標	8月実績	年度累計	進捗率	年度目標	8月実績	年度累計	進捗率	年度目標	7月実績	年度累計	進捗率
宮崎	7,204件	472件	2,798件	38.8%	7,616件	519件	3,000件	39.4%	2,405件	239件	921件	38.3%
延岡	2,709件	173件	961件	35.5%	2,403件	141件	888件	37.0%	717件	72件	244件	34.0%
日向	2,108件	147件	751件	35.6%	1,991件	144件	718件	36.1%	529件	52件	196件	37.1%
都城	3,966件	273件	1,538件	38.8%	3,844件	275件	1,581件	41.1%	1,223件	177件	515件	42.1%
日南	1,309件	103件	481件	36.7%	1,131件	79件	387件	34.2%	420件	37件	189件	45.0%
高鍋	1,934件	113件	684件	35.4%	1,625件	86件	566件	34.8%	569件	57件	199件	35.0%
小林	1,527件	112件	617件	40.4%	1,397件	106件	549件	39.3%	413件	43件	149件	36.1%
宮崎労働局計	20,757件	1,393件	7,830件	37.7%	20,007件	1,350件	7,689件	38.4%	6,276件	677件	2,413件	38.4%

※雇用保険受給者の早期再就職件数は、基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職した件数です。なお、当該実績については1月遅れての公表となります。

# 宮崎労働局管内のハローワークにおける取組について②【各ハローワークの課題別指標】

## 2. 各ハローワークにおける課題別の重点指標について

※各ハローワーク管内の課題に応じて、ハローワーク毎に目標を設定しています。

※重点指標の設定数・目標数値は、ハローワークの規模により異なります。

### ハローワーク宮崎

重点指標	年度目標	8月実績	累計	進捗率
①生活保護受給者等の就職件数	295件	11件	88件	29.8%
②障害者の就職件数	529件	35件	237件	44.8%
③ハローワークの職業紹介により正社員に結びついた就職氷河期世代の件数(35歳～54歳)の件数	478件	40件	201件	42.1%
④正社員求人数	19,736件	1,532件	7,734件	39.2%
⑤正社員就職件数	3,314件	220件	1,339件	40.4%
⑥人材不足分野の就職件数	2,364件	157件	980件	41.5%
⑦生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	122件	10件	64件	52.5%

### ハローワーク延岡

重点指標	年度目標	8月実績	累計	進捗率
①ハローワークの職業紹介により正社員に結びついた就職氷河期世代の件数(35歳～54歳)の件数	94件	6件	28件	29.8%
②正社員求人数	5,240件	374件	2,138件	40.8%
③正社員就職件数	1,234件	81件	517件	41.9%
④生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	60件	8件	23件	38.3%

## ハローワーク日向

重点指標	年度目標	8月実績	累計	進捗率
①ハローワークの職業紹介により正社員に結びついた就職氷河期世代(35歳～54歳)の件数	78件	7件	43件	55.1%
②正社員求人数	3,548件	308件	1,396件	39.3%
③正社員就職件数	917件	67件	366件	39.9%

## ハローワーク都城

重点指標	年度目標	8月実績	累計	進捗率
①ハローワークの職業紹介により正社員に結びついた就職氷河期世代(35歳～54歳)の件数	244件	16件	93件	38.1%
②マザーズハローワーク 事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	93.4%	100.0%	98.9%	—
③正社員求人数	10,148件	793件	4,211件	41.5%
④正社員就職件数	1,923件	140件	844件	43.9%
⑤生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	81件	6件	46件	56.8%

## ハローワーク日南

重点指標	年度目標	8月実績	累計	進捗率
①ハローワークの職業紹介により正社員に結びついた就職氷河期世代(35歳～54歳)の件数	45件	2件	16件	35.6%
②正社員求人数	2,197件	174件	775件	35.3%
③正社員就職件数	561件	45件	229件	40.8%

## ハローワーク高鍋

重点指標	年度目標	8月実績	累計	進捗率
①ハローワークの職業紹介により正社員に結びついた就職氷河期世代(35歳～54歳)の件数	67件	8件	26件	38.8%
②正社員求人件数	3,284件	222件	1,239件	37.7%
③正社員就職件数	786件	53件	323件	41.1%

## ハローワーク小林

重点指標	年度目標	8月実績	累計	進捗率
①ハローワークの職業紹介により正社員に結びついた就職氷河期世代(35歳～54歳)の件数	57件	12件	76件	133.3%
②正社員求人件数	3,360件	295件	1,313件	39.1%
③正社員就職件数	804件	59件	331件	41.2%

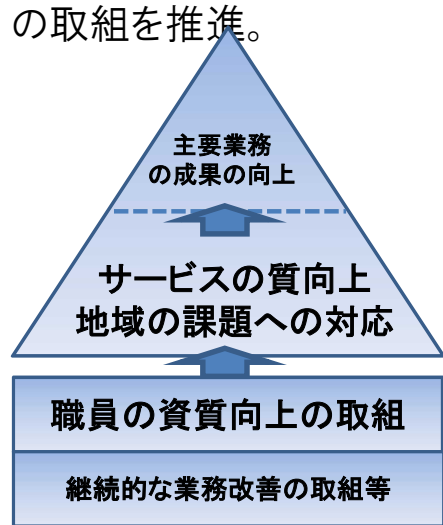


# ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組(概要)

- ハローワークの機能強化を図るため、平成27年度から「ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」がスタートしました。
- 地域の雇用の課題を踏まえた成果目標を掲げるとともに、主要指標等については、毎月実績を公表します。また、年度終了後には、当該年度の取組の総合的な評価をハローワークごとにまとめ、公表します。
- 労働市場の状況や業務量が同程度の全国のハローワークをグループ分けし、その中で比較・評価を行い、その後の業務改善に活かします。


## PDCAサイクルによる 目標管理・業務改善の拡充

- ・ 現行の取組(就職率等を指標にしたPDCAサイクルによる目標管理)を拡充し、業務の質の指標を追加。
- ・ 地域の雇用の課題を踏まえ重点とする業務に関する指標を追加。
- ・ 中長期的な就職支援の強化のため、職員の資質向上や継続的な業務改善の取組を推進。



短期的な成果の向上だけでなく中  
長期的な業務の質向上・業務改善  
を図り就職支援を強化

## ハローワークのマッチング機能の 総合評価・利用者への公表

- ・ 業務の成果や目標達成状況等を定期的に公表  
→ 主要指標の実績を毎月、総合評価を年度終了後に公表
- ・ 業務の成果や質、職員の資質向上・業務改善の取組等の実施状況をもとにハローワークの総合評価を実施。  
→ 労働市場の状況や業務量が同程度のハローワークをグループに分け、その中で比較し評価
- ・ ハローワークごとに実績・総合評価及び業務改善の取組等をまとめ、労働局が公表。  


重点的に取り組んだ事項、業務改善を図った事項、業務改善が必要な事項、総合評価、基本統計データ、指標ごとの実績及び目標達成状況などを公表
- ・ 労働局は地方労働審議会、本省は労働政策審議会に報告。

## 評価結果等に基づく 全国的な業務改善

- ・ 評価結果等をもとに本省・労働局による重点指導や好事例の全国展開等を実施。
  - ① 評価結果等をもとに労働局・ハローワークに対する問題状況の改善指導
  - ② 改善計画を作成、本省・労働局が重点指導(評価期間終了後)
  - ③ 好事例は全国展開(評価期間終了後)

宮崎労働局発表  
令和2年10月30日解禁

【照会先】  
宮崎労働局 雇用環境・均等室  
室長 狭間 美恵  
監理官 中玉利 浩治  
企画・調整係 馬崎 信行  
(代表電話) 0985-38-8821  
(直通電話) 0985-38-8821

## 宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の 行事予定（令和2年11月）

宮崎労働局（局長 名田 裕）は、宮崎労働局及び県内各労働基準監督署・各公共職業安定所（ハローワーク）の主要な行事予定を取りまとめました。

取材・報道等にご活用ください。

## 令和2年11月 宮崎労働局・監督署・安定所(ハローワーク)主要行事予定表

11月		主要行事(労働局・監督署・安定所)
1	日	
2	月	
3	火	
4	水	衛生管理者活用セミナー(宮崎労基署・宮崎産業保健総合推進センター共催、場所:宮崎県医師会、時間:13:30~15:00) 働き方改革関連法に関する説明会(厚労省委託事業、場所:生涯学習センターまなびピア、時間:14:00~)
5	木	
6	金	
7	土	
8	日	
9	月	
10	火	局長によるベストプラクティス企業訪問(訪問先:住友ゴム工業(株)宮崎工場、時間:10時00分~)
11	水	衛生管理者活用セミナー(延岡労基署・宮崎産業保健総合推進センター共催、場所:延岡市社会教育センター、時間:13:30~15:00)
12	木	
13	金	令和2年度 第1回宮崎地方労働審議会(場所:ホテルメリージュ 3階 鳳凰の間、時間:15:00~17:00)
14	土	
15	日	
16	月	
17	火	過労死等防止対策推進シンポジウム(宮日会館11階ホール、18:00~20:00)
18	水	働き方改革関連法に関する説明会(厚労省委託事業:JA AZMホール 14:00~)
19	木	衛生管理者活用セミナー(都城労基署・宮崎産業保健総合推進センター共催、場所:都城市まちなか交流センター、時間:13:30~15:00) 働き方改革関連法に関する説明会(厚労省委託事業:都城市商工会議所 14:00~)
20	金	
21	土	
22	日	
23	月	
24	火	
25	水	
26	木	
27	金	
28	土	
29	日	
30	月	
備考		





# GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局  
宮崎市橘通東3-1-22  
宮崎合同庁舎  
TEL0985(38)8821  
FAX0985(38)5028

宮崎県最低賃金 時間額 793円

## 改定されましたよ

### JR宮崎駅前でリーフ入ポケットティッシュ500個配る

改定された最賃リーフを配る名田局長(左)



自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。



守ってね！最低賃金。

10月3日から宮崎県最低賃金が時間額793円に改定されることを広く周知するために、名田労働局長ら宮崎労働局職員7名が、最低賃金改定日前日の10月2日早朝からJR宮崎駅前でリーフレット入りポケットティッシュを配布しました。

用意した約500個のポケットティッシュは、通勤者・通学者などにすべて受け取っていただき、この様子はテレビ・新聞でも報道されました。本年ポスターは俳優の“のん”さんを起用し、「守ってね！最低賃金。」と呼びかけています。使用者の方、労働者の方もこの機会にぜひ最低賃金額を下回っていないか確認をお願いします。

宮崎県最低賃金は、昨年までの5年間で時間額113円の引上げとなっていますが、本年はコロナ禍という特殊な状況であるため、中小零細企



JR宮崎駅前でリーフレット入りのポケットティッシュを受け取る通勤の皆さん

業への影響が懸念されます。

そのため、生産性向上を伴う賃金引上げを目指す中小企業に対する助成金を始めとした支援制度も用意しておりますので、助成金等の活用をお考えの場合には、当局雇用環境・均等室または「みやざき働き方改革推進支援センター」にお問い合わせ下さい。

## 宮崎県での就職 賃金額だけで決めないで 雇用・労働リテラシー講座で講演



オンラインで講演する大原部長

10月19日、宮崎公立大学において、連合宮崎主催の「雇用・労働リテラシー講座」が開催。大原職業安定部長がオンライン講義を行いました。

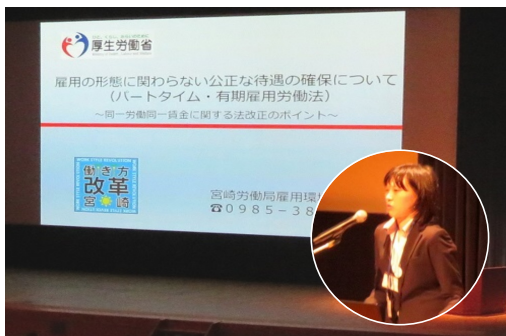
大原部長は宮崎県内で就職することの選択肢について、「賃金額は全国平均よりも低くなっています。しかし、一方で物価は全国一安いため、額面だけで判断することは適切ではありません」と述べ、統計に基づいて分析・判断する重要性を強調しました。

## 育児介護休業法など変わります

### 宮崎市で開催した説明会に500名が参加



説明する赤木指導係主任



来年4月)されたパートタイム・有期雇用労働法について「正規職員には支給されていて非正規には支給されていない各手当がないか、支給基準を見直すなど検討してほしい」など具体的に説明しました。

併せて、今年6月から施行された改正労働施策総合推進法(パワーハラスメント防止措置・中小企業への適用は令和4年4月)については「まず相談窓口を設けるなどのパワハラ防止規定をつくることから始めましょう」と呼びかけました。その他、労働局が取り扱っている各種助成金についても説明。参加者からは、「早速、就業規則など規程等の改正に取り組みたい」などの感想が寄せられました。

宮崎労働局は10月21日、宮崎市において「改正育児介護休業法・同一労働同一賃金に関する説明会」を開催。説明会には県内約400事業場から500人を超える代表者や人事労務管理者が参加しました。

説明会では、来年1月から「子の看護休暇や介護休暇が時間単位で取得できるようになること」や、今年4月から施行(中小企業への適用は





# 男性育休取得で良いことが

## 「育休男子は語る」トークセッション開催

育児取得状況等を説明する狭間室長



9月27日、宮崎市男女共同参画センター主催で、育児休業を取得した男性や事業者によるトークセッションが開催されました。宮崎労働局からは狭間雇用環境・均等室長がパネラーとして参加。コロナ禍での働き方改革や国内及び海外での育児休業制度の内容、男性の取得状況、事業者の好事例などについて話をしました。

また、育児休業を取得した男性から「仕事を離れる不安や心配はあったけど、職場に休暇を取りや

### えるぼし制度を説明

## 女性活躍研修会

説明する清水補佐



9月28日、宮崎県による「みやざき女性の活躍推進会議9月研修会」が宮崎市で開催され、清水雇用均等室長補佐が「えるぼし認定制度（女性が活躍しやすい職場）」について説明しました。研修会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため清水補佐以外の講師は東京からZoomによる講演となりました。Zoomで60名、会場に18名の計78名が参加しました。宮崎労働局では、今後も女性が働きやすい労働環境づくりを推進し、女性の活躍に積極的に取り組む企業を応援していきます。

すい雰囲気がありました。妊娠が分かった早い段階から上司に相談したんです。その結果、周囲のサポートを得ることでできました」「産まれてすぐの子どもに触れる機会が多く、日々子どもの成長を感じられました。産後、妻の体調が戻りづらい時に支えることができました」「育児は気が抜けず休む間がないので、育児の大変さを知りました」などのお話がありました。

さらに、事業者の方からは「会社として男性の育児休業の取得を

## 過労死等防止対策推進シンポジウム

# 11月17日(火)

18:00~20:00

宮日会館11階ホール

宮崎市高千穂通

1-1-33

参加無料

事前申込み必要

11月は過労死等防止啓発月間



応援しています。男性が取得することによって職場により変化があったんです」なども語られ、参加者も興味深く聴き入っていました。

## 女性が働きやすい職場とは

### ～延岡鉄工団地協同組合で講演～

講演する狭間室長



10月13日、延岡鉄工団地協同組合で、狭間雇用環境・均等室長が加盟企業の事業主22名と各社の女性労働者を対象に「女性の働きやすい職場について」講

話を行いました。

講演では狭間室長は女性が働きやすい職場について、「誰もがいきいきと働ける職場であること。そのためには女性が働き続けたいと思うモチベーションを上げていくことが大事です。また労働環境や制度、職場の風土を整えることや、女性を適切に評価（処遇）することも重要」と指摘し、会社の好事例の紹介、女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定方法、認定などについて説明しました。

### 65歳以上定年 70歳までの継続雇用の実現

## 生涯現役社会実現に向けて



10月21日、宮崎市において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部が主催する「生涯現役実現に向けたワークショップ2020」が開催されました。宮崎労働局から大原職業安定部長が来年4月施行の「70歳までの就業確保」を中心とした改正高齢者雇用安定法や県内の雇用情勢について講演しました。

ワークショップでは定年制75歳へ引上げ事例や「継続雇用・定年



講演する大原部長

延長を考えると題したトークセッションが催され、各企業の人事担当者など約70人が参加。継続雇用・定年延長のメリットや高齢者が活躍できる環境整備の必要性について理解を深めました。